**日本睡眠学会の学会認定に関する規約**

**第１条　目的・名称**

1. わが国における睡眠医療の普及及び向上を促すことを目的として、一般社団法人日本睡眠学会（以下「日本睡眠学会」という。）は睡眠医療を行う優れた医師、歯科医師、臨床検査技師等及び医療機関を専門医、歯科専門医、認定検査技師、専門医療機関又は登録医療機関として認定する。
2. 前項において認定する医師、歯科医師、臨床検査技師等及び医療機関は、日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医、日本睡眠学会認定検査技師、日本睡眠学会専門医療機関又は日本睡眠学会登録医療機関という。
3. 日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の英語表記はそれぞれ、Board Certified Physician of the Japanese Society of Sleep Research、Board Certified Dentist of the Japanese Society of Sleep Research、Certified Polysomnographic Technologist of the Japanese Society of Sleep Research、とする。

**第2条　学会認定制度の運営**

学会認定制度の維持及び運営に当たるため、日本睡眠学会に睡眠医療認定委員会、認定試験委員会、及び学会専門医療機関認定委員会を設けるとともに、睡眠医療認定委員会の専門委員会として、学会専門医認定委員会、学会歯科専門医認定委員会及び学会認定検査技師認定委員会を設ける。睡眠医療認定委員会は各専門委員会の審査結果を、学会専門医療機関認定委員会はその審査結果を、それぞれ理事会に答申し議決後に、日本睡眠学会の理事長が学会認定証を交付する。尚、認定を受けた者の姓名並びに所属機関の名称及び所在地並びに認定を受けた医療機関の名称及び所在地は広く国民に公表される。

**第3条　睡眠医療に関する学会専門医師（名称：日本睡眠学会専門医）の条件**

１）臨床医として医師免許取得後６年間以上の医療に関する実地経験を有すること。

２）日本睡眠学会専門医の指導のもとで、睡眠医療に関する２年間以上の臨床経験を有すること、又は、それと同程度以上の睡眠医療に関する臨床経験を有すること（アメリカ、ヨーロッパ等の睡眠障害医療センターでの勤務歴を含む）。

３）日本睡眠学会の３年間以上の会員歴を有し、日本睡眠学会又は関連する国際睡眠学会（アジア睡眠学会ASRS、世界睡眠学会WSS、アメリカ睡眠学会APSS、ヨーロッパ睡眠学会ESRS等）の定期学術集会に３回以上は参加していること。ただし、日本睡眠学会が行う１回の研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）を修了している場合には、そのことを１回の定期学術集会に参加したことと見なす。

４）睡眠医療についての幅広い知識及び診療能力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、睡眠ポリグラフ記録を判読する能力を有すること。

５）学会専門医認定委員会は、日本睡眠学会専門医になることを申請した者につき、上記の諸事項に関する審査（筆記試験、実地試験、及び、異なる種類の睡眠障害５症例についての症例報告書の審査を含む）を行い、日本睡眠学会専門医を認定する。

６）日本睡眠学会専門医になることを申請する時には、次の書類を提出する：日本睡眠学会専門医の申請書。最終学歴、医師免許取得年月日、職歴及び日本睡眠学会の会員歴を含む履歴書。睡眠医療に従事したことを示す日本睡眠学会専門医、又は、日本睡眠学会専門医が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長による推薦状、及び、 睡眠ポリグラフ検査を実施できることを認める日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会認定検査技師、又は、それらの日本睡眠学会専門医等が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長による推薦状。日本睡眠学会若しくは関連する国際睡眠学会の定期学術集会への参加証（名札）又は日本睡眠学会が行う研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）の修了証のコピー。異なる種類の睡眠障害５症例についての症例報告書 [１症例につき2000字以内。異なる種類の睡眠障害５症例の規定に関しては、学会認定事業実施に関する細則（☆症例報告書とその審査に関する事項）を参照すること。各症例報告書には、その症例についての医療及び報告書作成の指導を行った日本睡眠学会専門医、又は、日本睡眠学会専門医が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長が確認したことを示す署名・捺印を受けること]。

７）日本睡眠学会専門医の有効期間は５年とする。その有効期限までに認定を更新する手続をしなければ、日本睡眠学会専門医の資格を失う。また、日本睡眠学会専門医の有効期限までに日本睡眠学会を退会すると、その退会と同時に日本睡眠学会専門医の資格を失う。

８）日本睡眠学会専門医の資格の更新を受けるための条件は、前回の認定後の５年間にわたって日本睡眠学会の会員であり、その期間内に日本睡眠学会の定期学術集会に1回（10単位）以上は参加し、５年間のうち日本睡眠学会又は別に定める学会若しくは研究会等の単位数を合計し30単位以上を取得していること（資格更新の申請書とともに、それらの定期学術集会に参加したことを示す参加証のコピーを提出すること）。なお、留学等の特別な事情によって日本睡眠学会の定期学術集会への1回以上の参加が不可能な場合には、資格の有効期限内にその理由書を提出すること。

９）日本睡眠学会専門医の申請料及び日本睡眠学会専門医証の交付料は附則にて定める。

**第4条　睡眠医療に関する学会歯科専門医師（名称：日本睡眠学会歯科専門医）の条件**

１）臨床歯科医として歯科医師免許取得後６年間以上の歯科医療に関する実地経験を有すること。

２）日本睡眠学会歯科専門医若しくは日本睡眠学会専門医の指導のもとで、睡眠時無呼吸症候群及び関連する睡眠障害の医療に関する２年間以上の臨床経験を有すること、又は、それと同程度以上の睡眠医療に関する臨床経験を有すること（アメリカ、ヨーロッパ等の睡眠障害医療センターでの勤務歴を含む）。

３）日本睡眠学会の３年間以上の会員歴を有し、日本睡眠学会又は関連する国際睡眠学会の３回以上の定期学術集会に参加していること。ただし、日本睡眠学会が行う１回の研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）を修了している場合には、そのことを１回の定期学術集会に参加したことと見なす。

４）睡眠医療についての幅広い知識並びに睡眠時無呼吸症候群、歯ぎしり及び関連する睡眠障害についての診療能力を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、睡眠ポリグラフ記録を判読する能力を有すること。

５）学会歯科専門医認定委員会は、日本睡眠学会歯科専門医になることを申請した者につき、上記の諸事項に関する審査（筆記試験、実地試験、及び、睡眠時無呼吸症候群、歯ぎしり又は関連する睡眠障害５症例についての症例報告書の審査を含む）を行い、日本睡眠学会歯科専門医を認定する。

６）日本睡眠学会歯科専門医になることを申請する時には、次の書類を提出する：日本睡眠学会歯科専門医の申請書。最終学歴、歯科医師免許取得年月日、職歴及び日本睡眠学会の会員歴を含む履歴書。睡眠時無呼吸症候群及び関連する睡眠障害の医療に従事したことを示す日本睡眠学会歯科専門医、日本睡眠学会専門医、又は、それらの日本睡眠学会歯科専門医等が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長による推薦状、並びに、睡眠ポリグラフ検査を実施できることを認める日本睡眠学会歯科専門医、日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会認定検査技師、又は、所属診療科の長による推薦状。日本睡眠学会若しくは関連する国際睡眠学会の定期学術集会への参加証（名札）又は日本睡眠学会が行う研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）の修了証のコピー。睡眠時無呼吸症候群又は関連する睡眠障害５症例についての症例報告書 [１症例につき2000字以内。異なる種類の睡眠障害５症例の規定に関しては、学会認定事業実施に関する細則（☆症例報告書とその審査に関する事項）を参照すること。各症例報告書には、その症例についての医療及び報告書作成の指導を行った日本睡眠学会歯科専門医、日本睡眠学会専門医、又は所属診療科の長が確認したことを示す署名捺印を受けること]。

７）日本睡眠学会歯科専門医の有効期間は５年とする。その有効期限までに認定を更新する手続きをしなければ、日本睡眠学会歯科専門医の資格を失う。また、日本睡眠学会歯科専門医の有効期限までに日本睡眠学会を退会すると、その退会と同時に日本睡眠学会歯科専門医の資格を失う。

８）日本睡眠学会歯科専門医の資格の更新を受けるための条件は、前回の認定後の５年間にわたって日本睡眠学会の会員であり、その期間内に日本睡眠学会の定期学術集会に1回（10単位）以上は参加し、５年間のうち日本睡眠学会又は別に定める学会若しくは研究会等の単位数を合計し30単位以上を取得していること（資格更新の申請書とともに、それらの定期学術集会に参加したことを示す参加証のコピーを提出すること）。なお、留学等の特別な事情によって日本睡眠学会の定期学術集会への1回以上の参加が不可能な場合には、資格の有効期限内にその理由書を提出すること。

９）日本睡眠学会歯科専門医の申請料及び日本睡眠学会歯科専門医証の交付料は附則にて定める。

**第5条　睡眠ポリグラフ検査等に関する学会認定臨床検査技師（名称：日本睡眠学会認定検査技師）の条件**

１）医師、歯科医師、臨床検査技師、看護師等のいずれかの資格を有し免許取得後、実施経験を有すること。

２）日本睡眠学会の１年間以上の会員歴を有し、日本睡眠学会又は関連する国際睡眠学会の定期学術集会に１回以上参加していること。

３）日本睡眠学会が行う１～２回の研修会（睡眠医療・技術セミナー）を修了した者であること。

４）日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医又は日本睡眠学会認定検査技師等の指導のもとで、睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査に１年間以上にわたって従事した経験を有すること。

５）反復睡眠潜時検査（MSLT）を含む睡眠ポリグラフ検査等の睡眠医療に必要な検査を実施し、それらの結果を判読・整理する能力を有すること。

６）睡眠医学についての一般的な知識を有するとともに、睡眠ポリグラフ検査中に起こる可能性のある救急事態（危険な不整脈、てんかん発作等）についての知識を有すること。

７）学会認定検査技師認定委員会は、日本睡眠学会認定検査技師になることを申請した者につき、上記の諸条件に関する審査（筆記試験、実地試験、及び、異なる種類の睡眠障害５症例についての症例報告書の審査を含む）を行い、日本睡眠学会認定検査技師を認定する。

８）日本睡眠学会認定検査技師になることを申請する時には、次の書類を提出する：学会認定検査技師の申請書。最終学歴、申請に必要な臨床検査技師等の資格取得年月日、職歴及び日本睡眠学会の会員歴を含む履歴書。１年間以上にわたって睡眠ポリグラフ検査（MSLTを含む）に従事したことを示す日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医、日本睡眠学会認定検査技師、又は、それらの日本睡眠学会専門医等が不在の医療機関（病院）の勤務者の場合は、所属診療科の長による推薦状。日本睡眠学会若しくは関連する国際睡眠学会の定期学術集会への参加証（名札）又は研修会（睡眠医療・技術セミナー）の修了証のコピー。異なる種類の睡眠障害５症例についての症例報告書 [１症例につき2000字以内。異なる種類の睡眠障害５症例の規定に関しては、学会認定事業実施に関する細則（☆症例報告書とその審査に関する事項）を参照すること。各症例報告書には、その症例についての検査及び報告書作成の指導を行った日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医、日本睡眠学会認定検査技師、又は、所属診療科の長が確認したことを示す署名捺印を受けること]。

９）日本睡眠学会認定検査技師の有効期間は５年とする。その有効期限までに認定を更新する手続きをしなければ、日本睡眠学会認定検査技師の資格を失う。また、日本睡眠学会認定検査技師の有効期限までに日本睡眠学会を退会すると、その退会と同時に日本睡眠学会認定検査技師の資格を失う。

10）日本睡眠学会認定検査技師の資格の更新を受けるための条件は、前回の認定後の５年間にわたって日本睡眠学会の会員であり、その期間内に日本睡眠学会（10単位）若しくは関連する国際睡眠学会の定期学術集会又は研修会（日本睡眠学会が後援する研修会を含む）に1回以上は参加し、５年間のうち日本睡眠学会又は別に定める学会若しくは研究会等の単位数を合計し30単位以上を取得していること（資格更新の申請書とともに、日本睡眠学会等の定期学術集会への参加証及び研修会の修了証のコピーを提出すること）。

11）日本睡眠学会認定検査技師の申請料及び日本睡眠学会認定検査技師証の交付料は附則にて定める。

**第6条の1　睡眠医療を行う学会専門医療機関（名称：日本睡眠学会専門医療機関）の条件**

睡眠医療を行う日本睡眠学会専門医療機関は、「睡眠障害の医療」を行う医療機関（病院の診療部門、診療所、クリニック等）、及び、「睡眠呼吸障害の医療」を行う医療機関（病院の診療部門、診療所、クリニック等）の２種類とする（前者をＡ型、後者をＢ型の日本睡眠学会専門医療機関と略称する）。睡眠障害の医療を行う日本睡眠学会専門医療機関（Ａ型）は、睡眠障害の全般（睡眠障害国際分類第２版ICSD-2又は第３版ICSD-3 の診断カテゴリーによる）を診療の対象とし、睡眠ポリグラフ検査（MSLTを含む）を年間50症例以上及びMSLT検査を年間５症例以上行えることを条件とする。睡眠呼吸障害の医療を行う日本睡眠学会専門医療機関（Ｂ型）は、睡眠時無呼吸症候群、及び、その関連疾患を診療の対象とし、睡眠ポリグラフ検査を年間50症例以上行えることを条件とする。なお、Ａ型又はＢ型のいずれの日本睡眠学会専門医療機関として申請するかを各申請医療機関が選択し、学会専門医療機関認定委員会は、申請医療機関の視察を含めた審査の結果に基づき、Ａ型又はＢ型のいずれかの日本睡眠学会専門医療機関として認定する。

日本睡眠学会専門医療機関は、他の専門的医療機関との連携を緊密に保ち、患者の医療についての相談・紹介をすることにより、各専門医療機関での対応困難な睡眠障害の患者が充分な医療を受けられるように努めることが求められる。

なお、一つの医療機関（病院）に属している複数の診療部門は、特殊な条件がない限りは、別個に日本睡眠学会専門医療機関としての申請をすることを避け、相互に密接な連携をとり、一つの日本睡眠学会専門医療機関としての申請を行い、その認定を受けた後にも一つの日本睡眠学会専門医療機関として睡眠障害の医療にあたることが望ましい。

**第6条の2　睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療を総合的に行う日本睡眠学会専門医療機関（病院の診療部門、センター等）の条件**

１）病院について、睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療を行う日本睡眠学会専門医療機関とは、それらの医療を総合的かつ専門的に行う診療部門（診療科、センター等）であり、それらの医療に関係する医師２名若しくは歯科医師２名（そのうちの１名は常勤の日本睡眠学会専門医若しくは日本睡眠学会歯科専門医であること）、又は、日本睡眠学会専門医（常勤）１名若しくは日本睡眠学会歯科専門医（常勤）１名及び日本睡眠学会認定検査技師（常勤）１名（計２名）、並びに、その他の必要とする職員（臨床検査技師、看護師等）によって運営されること。

２）睡眠ポリグラフ検査及びMSLTのための設備及び安全管理マニュアルを有すること。

３）睡眠ポリグラフ検査は、日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医若しくは日本睡眠学会認定検査技師が行うこと、又は、その指導のもとで、医師、歯科医師、臨床検査技師、看護師等の有資格者が行うこと。

４）睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療のために利用できる病床を有すること。

５）睡眠障害又は睡眠呼吸障害の診断及び治療のために必要とする他の専門的な診療部門（内科、神経科、精神科、小児科、耳鼻咽喉科、歯科、口腔外科、レントゲン科等）、並びに、臨床医学的検査部門との密接な連携を有すること。

６）**学会専門医療機関認定委員会**は、その学会認定を受けることを申請した医療機関が上記の諸条件を備えているか否かを審査し（申請医療機関の視察を含む）、Ａ型又はＢ型の日本睡眠学会専門医療機関（病院の診療部門、センター等）を認定する。

**第6条の3　睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療を行う日本睡眠学会専門医療機関（診療所、クリニック等）の条件**

１）診療所（クリニック等）について、睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療を行う日本睡眠学会専門医療機関とは、それらの医療を専門的に行う診療所（クリニック等）であり、日本睡眠学会専門医（常勤）１名又は日本睡眠学会歯科専門医（常勤）１名、及び、その他の必要とする職員（臨床検査技師、看護師等）によって運営されること。

２）睡眠ポリグラフ検査及びMSLTのための設備及び安全管理マニュアルを有すること。

３）睡眠ポリグラフ検査は、日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医若しくは日本睡眠学会認定検査技師が行うこと、又は、その指導のもとで、医師、歯科医師、臨床検査技師、看護師等の有資格者が行うこと。

４）睡眠障害又は睡眠呼吸障害の診断及び治療のために必要とする他の専門的な医療機関並びに臨床医学的検査機関との密接な連携を有すること。

５）学会専門医療機関認定委員会は、その学会認定を受けることを申請した医療機関が上記の諸条件を備えているか否かを審査し（申請医療機関の視察を含む）、Ａ型又はＢ型の日本睡眠学会専門医療機関（診療所、クリニック等）を認定する。

**第6条の4　日本睡眠学会専門医療機関の申請の手続き、認定の有効期間、認定の取り消し及び認定の更新**

１）日本睡眠学会専門医療機関としての認定を受けることを申請する時には、次の書類を提出する：日本睡眠学会専門医療機関の申請書。その医療機関で睡眠医療に従事する医師、歯科医師、臨床検査技師及び看護師の資格認定証（免許証）のコピー。日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の学会認定証のコピー。睡眠ポリグラフ検査のための検査室の広さを示す略図。睡眠ポリグラフ検査に用いる機器の種類及び数。睡眠障害の医療のために利用できる病床の有無及び数。ただし、睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療を行う病院の診療部門（診療科、センター）又は診療所（クリニック等）が日本睡眠学会専門医療機関としての認定を求める申請書には、第6条の１及び第6条の２、又は、第6条の３に規定されている条件を満たしていることを認める当該病院の病院長又は診療所（クリニック等）の開設者が交付した確認証を添付すること。

２）日本睡眠学会専門医療機関としての認定の有効期間は５年とする。ただし、各日本睡眠学会専門医療機関は、毎年の1月31日までに、学会認定にかかわる諸条件を満たしていることにつき、学会専門医療機関認定委員会に報告しなければ、その医療機関の学会認定は取り消される。また、その認定より５年後の有効期限までに学会専門医療機関認定委員会に対して認定の更新を申請しなければ、その学会認定は取り消される。

３）日本睡眠学会専門医療機関は、その認定にかかわる条件に変更（日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の移動等）が生じた場合には、そのことを直ちに、学会専門医療機関認定委員会に報告すること。

４）日本睡眠学会専門医療機関が第6条の１及び第6条の２、又は、第6条の３に規定されている学会認定の条件を満たさなくなった時点をもって、その学会認定は取り消される。

５）日本睡眠学会専門医療機関としての認定の更新を受けるための条件は、第6条の１及び第6条の２、又は、第6条の３に規定されている学会認定のための条件と同じとする。なお、認定の更新を求める申請書には、その認定条件を満たしていることを認める病院長又は診療所（クリニック等）の開設者が交付した確認書を添付すること。ただし、認定を更新する場合には、申請医療機関の視察を行わないことがある。A型の日本睡眠学会専門医療機関でMSLT検査が年間5症例未満の場合は、他の条件を満たせばB型とする。ただし、2年以内にMSLT検査が年間5症例に達し、A型への変更希望がある場合は、再びA型とする。その際には視察は行なわず、認定更新料及び交付料も必要としない。

６）日本睡眠学会専門医療機関の申請料及び日本睡眠学会専門医療機関証の交付料は附則にて定める。

**第7条の１　睡眠医療を行う学会登録医療機関（名称：日本睡眠学会登録医療機関）の条件**

現在、睡眠呼吸障害のみの医療を行っている医療機関（病院の診療部門、診療所、

クリニック等）がかなり多くなってきている現状を踏まえ、一定の条件を満たした睡眠医療を行う学会登録医療機関を新たに新設する。1）常勤の日本睡眠学会専門医又は日本睡眠学会歯科専門医が在籍している。2）睡眠ポリグラフ検査（MSLTを含む）を行える。3）睡眠ポリグラフ検査のための設備及びその施設の安全管理マニュアルを有する。以上3点を条件とする。学会専門医療機関認定委員会は、書類審査の結果に基づき日本睡眠学会登録医療機関として認定する。

日本睡眠学会登録医療機関は、他の専門的医療機関との連携を緊密に保ち、患者の医療についての相談・紹介をすることにより、各日本睡眠学会登録医療機関での対応困難な睡眠障害の患者が充分な医療を受けられるように努めることが求められる。

なお、一つの医療機関（病院）に属している複数の診療部門は、特殊な条件がない限りは、別個に日本睡眠学会登録医療機関としての申請をすることを避け、相互に密接な連携をとり、一つの日本睡眠学会登録医療機関としての申請を行い、その認定を受けた後にも一つの日本睡眠学会登録医療機関として睡眠障害の医療にあたることが望ましい。

**第7条の2　睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療を行う日本睡眠学会登録医療機関の条件**

１）睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療を行う日本睡眠学会登録医療機関とは、それらの医療を行う診療所であり、それらの医療に関係する日本睡眠学会専門医（常勤）又は日本睡眠学会歯科専門医（常勤）、及び、その他の必要とする職員（臨床検査技師、看護師等）によって運営されること。日本睡眠学会認定検査技師がいることが望ましい。

２）睡眠ポリグラフ検査のための設備及びその施設の安全管理マニュアルを有すること。

３）睡眠ポリグラフ検査は、日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医若しくは日本睡眠学会認定検査技師が行うこと、又は、その指導のもとで、医師、歯科医師、臨床検査技師、看護師等の有資格者が行うこと。

４）学会専門医療機関認定委員会は、その学会登録を受けることを申請した医療機関が上記の諸条件を備えているか否かを審査し認定する。

**第7条の3　日本睡眠学会登録医療機関の申請の手続き、認定の有効期間及び認定の取り消し**

１）日本睡眠学会登録医療機関としての認定を受けることを申請する時には、次の書類を提出する：日本睡眠学会登録医療機関の申請書。その医療機関で睡眠医療に従事する医師、歯科医師、臨床検査技師及び看護師の資格認定証（免許証）のコピー。日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の学会認定証のコピー。睡眠ポリグラフ検査のための検査室の広さを示す略図。睡眠ポリグラフ検査に用いる機器の種類及び数。睡眠障害の医療のために利用できる病床の有無及び数。ただし、睡眠障害又は睡眠呼吸障害の医療を行う病院の診療部門（診療科、センター）又は診療所（クリニック等）が日本睡眠学会登録医療機関としての認定を求める申請書には、第7条の２に規定されている条件を満たしていることを認める当該病院の病院長又は診療所（クリニック等）の開設者が交付した確認証を添付すること。

２）日本睡眠学会登録医療機関として認定された後は原則的には更新は行わない。ただし、各日本睡眠学会登録医療機関は、毎年の1月31日までに、学会認定にかかわる諸条件を満たしていることにつき、学会専門医療機関認定委員会に報告しなければ、その医療機関の学会登録は取り消される。

３）日本睡眠学会登録医療機関は、その登録にかかわる条件に変更（日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の移動等）が生じた場合には、そのことを直ちに、学会専門医療機関認定委員会に報告すること。

４）日本睡眠学会登録医療機関が第7条の2に規定されている学会認定の条件を満たさなくなった時点をもって、その学会認定は取り消される。

５）日本睡眠学会登録医療機関の申請料及び日本睡眠学会登録医療機関証の交付料　は附則にて定める。

**第8条　認定試験委員会の業務**

 認定試験委員会は次の各業務を行う。

1. 日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の認定試験問題及び出題範囲の作成。
2. 上記試験の実施。

**第9条　日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の資格の喪失**

日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師は、次の各号の一に該当する場合には、睡眠医療認定委員会の議決を経てその資格を喪失する。

1. 日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医又は日本睡眠学会認定検査技師としての資格を辞退したとき。

２）本学会の会員としての資格を喪失したとき。

３）申請書類に虚偽が認められたとき。

**第10条　日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の資格の取り消し**

日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医又は日本睡眠学会認定検査技師としてふさわしくない行為のあったものに対しては、睡眠医療認定委員会及び理事会の議決によって日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医又は日本睡眠学会認定検査技師の認定を取り消すことができる。

**附則１**　この規約に基づく学会認定制度を平成13年6月28日より施行する。

**附則２**　学会専門医認定委員会、学会歯科専門医認定委員会、学会認定検査技師認定委員会、及び、学会専門医療機関認定委員会のそれぞれは、それぞれの学会認定事業を実施するために必要とする細則を別に定める。

**附則３**　日本睡眠学会専門医、日本睡眠学会歯科専門医及び日本睡眠学会認定検査技師の申請料は、それぞれにつき、３万円とする。日本睡眠学会専門医証、日本睡眠学会歯科専門医証及び日本睡眠学会認定検査技師証の交付料は、それぞれにつき、１万円とする。それらの学会認定の更新に関する申請料は１万円、その学会認定証の交付料は１万円とする。

日本睡眠学会専門医療機関の申請料は10万円、日本睡眠学会専門医療機関証の交付料は２万円とする。日本睡眠学会専門医療機関の更新に関する申請料は３万円、日本睡眠学会専門医療機関証の交付料は２万円とする。

日本睡眠学会登録医療機関の申請料は3万円、日本睡眠学会登録医療機関証の交付料は２万円とする。

**附則４**　本規約の変更は、本学会の理事会及び評議員会の議による。

**附則５**　本規約の一部は、平成16年７月に変更された。

**附則６**　本規約の一部は、平成17年７月に変更された。

**附則７**　本規約の一部は、平成18年６月に変更された。

**附則８**　本規約の一部は、平成19年7月に変更された。

**附則９**　本規約の一部は、平成20年6月に変更された。

**附則10** 本規約の一部は、平成21年11月に変更された。

**附則11** 本規約の一部は、平成22年6月に変更された。

**附則12** 本規約の一部は、平成24年6月に変更された。

**附則13** 本規約の一部は、平成25年6月に変更された。

**附則14** 本規約の一部は、平成26年7月に変更された。

**附則15** 本規約の一部は、平成27年7月に変更された。

**附則16** 本規約の一部は、平成29年7月に変更された。

**附則17** 学会認定に関わる名称は、平成30年7月に変更された。

1. 日本睡眠学会の睡眠医療認定医師は、日本睡眠学会専門医に名称を変更された。
2. 日本睡眠学会の睡眠医療認定歯科医師は、日本睡眠学会歯科専門医に名称を変更された。
3. 日本睡眠学会の睡眠医療認定検査技師は、日本睡眠学会認定検査技師に名称を変更された。
4. 日本睡眠学会の睡眠医療認定医療機関は、日本睡眠学会専門医療機関に名称を変更された。
5. 日本睡眠学会の睡眠医療登録医療機関は、日本睡眠学会登録医療機関に名称を変更された。